

調達仕様書

2022年12月

日本財団

仕様全般

<はじめに>

本仕様書は、公益財団法人日本財団（以下、「当財団」という。）の職員用ノート PC 等の機器調達に適用する。

また、当財団は、下記を目的として、当財団のノート PC の調達を実施する。

なお、目的の優先順位は①→②→③の順とする。

- ①モバイルワークの維持
- ②職員増加に伴う機器調達
- ③機器老朽化に伴う、機器調達

本調達は、[日本の公共部門のコンピューター製品及びサービス調達に関する措置]
（平成 4 年 1 月 20 日 アクション・プログラム実行推進委員会）に準拠し一般競争入札に付し、これを実施する。

1. 調達概要

1.1. 調達内容

ノート PC (Dell Latitude 3420 又はその後継機種) 170 台及び保守サポート

1.2. 契約条件

売買契約による。

1.3. 納入スケジュール

- ・ 先行納入：契約締結の日より 1 ヶ月以内(5 台)
- ・ 納入：契約締結の日より 3 ヶ月以内(165 台)

1.4. 調達範囲

1.4.1. ノート PC

ノート PC の種類及び調達範囲については[別紙 1 機能要件・非機能要件一覧]を参照すること。

1.5. 工程

1.5.1. 機器の納入

本仕様書において調達する物品の納入場所は以下の通り。

- ・ 東京都港区赤坂 1 丁目 2 番 2 号 日本財団ビル

1.5.2. 計画

受注者は落札後、7 日以内に担当者との協議の上、1.3 納入スケジュールを踏まえた具体的なスケジュールを決定すること。受注者は決定したスケジュールに従い、それぞれの作業を期間内に終了すること。ただし、スケジュール決定後、当財団と受注者の協議によりスケジュールを変更することもある。

1.5.3. サービス開始

本仕様書で要求する全機能は全機能提供開始日から利用できること

本作業に際し、既存業者との調整が必要な場合には、担当職員との相談の上、適宜行うこと、また、梱包や配送にかかる費用やその他調整等で発生する費用は受注者の負担とすること。

1.6. 責任の所在

1.6.1. 保障

契約期間中に、当財団の取扱の過失によらない原因で納入物品に損傷等の不良、不備が認められる箇所が生じた場合には、受注者の責任において速やかに無償で修理すること。物品製造者、サービス提供者の如何に関わらず受注者が問題の責任を負うこととする。

1.6.2. 損失補償

ノート PC 納入は全て受注者の責任において行い、導入にあたり第三者にあたえた損害に対する保障は受注者の負担とする。

1.7. 情報の開示

当財団が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に担当職員より書面（メールを含む）による承認を得ること。

1.8. 価格

受注者は本納品に係る諸費用を含むものを価格として契約する。

2. 検収

2.1. 納入検査

受注者は各物品の納入と同時に納入書を提出し、担当職員の指示に従い納入検査を受けるものとする。検査の結果、本調達機器の全部、または一部に不合格品が生じた場合には、担当職員の指示に従い、指定した日時までに代替品の納入、もしくは必要な修復を行なうこと。

2.2. 納入物

受注者は、契約締結の日より 1 ヶ月以内に以下、物品を納入すること。

- ・ノート PC5 台（本体及び附属品）
- ・保守一式

受注者は、契約締結の日より 3 ヶ月以内に以下、物品を納入すること。

- ・ノート PC 165 台（本体及び附属品）
- ・保守一式